

令和 6 年 1 2 月

国土交通省物流・自動車局

自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験実施要領

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）の 3（1）オに基づき定められた「特定技能」に係る試験の方針について」（令和 2 年 1 月 30 日出入国在留管理庁）（以下「試験方針」という。）に従い、自動車運送業分野の特定技能 1 号に係る技能試験（以下「特定技能評価試験」という。）の適正な実施を確保するため、以下のとおり自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験実施要領を定める。

1 試験概要

（1）実施言語

日本語によることとする（必要に応じてルビを付す。）。ただし、特定技能評価試験（タクシー）及び特定技能評価試験（バス）における第二種運転免許の学科試験に準拠した内容については、試験実施国の現地語を併記することとする。

（2）実施主体

実施主体は次のとおりとする。

実施主体： 一般財団法人日本海事協会（以下「日本海事協会」という。）

所在地： 東京都千代田区紀尾井町 4 番 7 号

（3）実施方法

特定技能評価試験は、コンピュータ・ベースド・テスト（C B T）方式（注）又はペーパーテスト方式により、学科試験及び図やイラスト等を用いた状況設定において正しい判別、判断を行わせる判断等試験による実技試験によって行う。

（注）コンピュータを使用して出題、解答するもので、受験者は、コンピュータ画面に表示される問題をもとに、画面上で解答する。

（4）事業年度における実施回数、実施時期及び実施場所

① 特定技能評価試験の実施回数は、年複数回程度とし、国内外で実施する。

② 実施時期及び実施場所は、国土交通省と日本海事協会が協議の上決定する。

（5）受験資格

特定技能評価試験を受けることができる者は、試験実施日において、満17歳以上で、かつ、日本又は外国で取得した自動車運転免許（試験実施日において有効なものに限る。）を保有している者とする。ただし、国内で受験する者にあつて

は在留資格を有する者を対象とし、退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限のある機関の発行した旅券を所持していない者を除く。

なお、試験方針によれば、試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したものではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可を受けられるものではなく、また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われ、必ずしも査証の発給を受けられるものではないとのことであり、その旨を試験案内において周知することとする。

(6) 試験実施上の注意事項

国外試験の実施に当たっては、現地の関連法令及び規則を遵守し、実施するものとする。

(7) 受験者の募集

- ① 日本海事協会は、国内及び試験実施国において試験実施の周知を図るとともに、自らのウェブサイトを通じて受験者を募集することとする。
- ② 試験日、試験会場、受験予約期間、受験料とその支払方法等、受験申込みに必要な事項のほか、受験日当日の本人確認書類等は、当該ウェブサイトに掲載する。

当該ウェブサイトについては、国土交通省のホームページで周知する。

(8) 受験申込み

日本海事協会は、(7)に基づき専用ウェブサイトから行われた受験申込みに限り受け付け、次に掲げる事項について審査し、要件を満たしていると認めた場合に、その申込みを受理して試験日時、試験場所、受験番号、受験者名等を記載した受験資格情報を提供する。

- ① 日本又は外国で取得した自動車運転免許証（試験実施日において有効なもの）
- ② 国内での受験希望者は、在留資格、在留期限に加えて、在留カードを所持している場合は在留カード番号、在留カードを所持していない場合はパスポート番号
- ③ 必要記入事項
- ④ その他、日本海事協会が定める添付資料

(9) 合否の通知方法

日本海事協会は、受験者に対し、試験実施後1か月以内に専用ウェブサイトで合否を通知するものとする。また、試験合格者と受入れ機関で雇用契約が結ばれることが決定した後、受入れ機関による合格証明書の発行申請及び合格証明書発

行手数料納付の手続を経て、受入れ機関に合格証明書を交付する。

2 試験実施体制

(1) 試験問題作成体制

試験問題作成等の技術上の専門的事項を審議する「特定技能評価試験有識者委員会」において、学科試験及び実技試験の問題を審議する。

(2) 試験実施体制

日本海事協会は受験申込方法の構築、試験会場の手配、本人確認、試験監督員の配置等、試験に関する事務を実施する。

試験会場については、私物保管用ロッカーや監視カメラの設置等、不正が行われないようにするための設備を整備する。

試験監督員については、業務を適切に行うことができる人員を配置するとともに、一定期間毎に再研修を実施する。

(3) 試験の適切な運用をフォローする体制

- ① 国土交通省は、日本海事協会に対し、本試験に関して必要な報告を求め、又は指示を行うことができる。

また、国土交通省は、日本海事協会が法令、本実施要領若しくは上記指示に違反した場合には、試験実施主体の取消しができるものとする。

- ② 試験監督員が、受験者に明らかな不正行為があったことを確認した場合は、その受験者につき試験を中止し、その受験者を退場させるとともに、日本海事協会は速やかに国土交通省に報告する。

- ③ 日本海事協会は、不正の手段によって特定技能評価試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、若しくは合格の決定を取り消した上で合格証明書を返還させ、又は期間を定めて特定技能評価試験を受けることができないものとすることができる。

なお、このとき納付した受験料及び合格証明書発行手数料は、返還しない。

- ④ 日本海事協会は、合格証明書を偽造した者に対しては、期間を定めて特定技能評価試験を受けることができないものとすることができる。

3 試験水準

ア トラック運送業

運行管理者等の指導・監督の下、貨物自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や荷崩れを起こさない貨物の積付けができるレベルであることを確認する観点から、実務経験2年程度の者が、事前に当該試験の準備を行わずに受験した場合、7割程度合格できる水準とする。

イ タクシー運送業

運行管理者等の指導・監督の下、一般乗用旅客自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や乗客対応等ができるレベルであることを確認する観点から、実務経験２年程度の者が、事前に当該試験の準備を行わずに受験した場合、７割程度合格できる水準とする。

ウ バス運送業

運行管理者等の指導・監督の下、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や乗客対応等ができるレベルであることを確認する観点から、実務経験２年程度の者が、事前に当該試験の準備を行わずに受験した場合、７割程度合格できる水準とする。

4 試験の範囲等

(1) 特定技能評価試験の範囲

ア トラック運送業

特定技能評価試験の範囲は、学科試験、実技試験いずれにおいても次に掲げる範囲とする。

- ① 運行業務
- ② 荷役業務
- ③ 安全衛生

イ タクシー運送業

特定技能評価試験の範囲は、学科試験、実技試験いずれにおいても次に掲げる範囲とする。

- ① 運行業務
- ② 接客業務
- ③ 安全衛生

ウ バス運送業

特定技能評価試験の範囲は、学科試験、実技試験いずれにおいても次に掲げる範囲とする。

- ① 運行業務
- ② 接客業務
- ③ 安全衛生

(2) 特定技能評価試験の出題形式、問題数及び試験時間

試験時間は学科試験と実技試験をあわせて80分とし、問題数及び出題形式は次のとおりとする（全試験区分共通。）。

- ① 学科試験

問題数：30問

出題形式：真偽法（○×式）

② 実技試験

問題数：20問

出題形式：三肢択一

5 合否の基準

学科試験及び実技試験それぞれの正答率が60%以上を合格基準とする。

6 試験の不正防止策

受験者数に応じた適正な人数の試験監督員を配置し、試験を適正に実施する。

また、試験監督員に対する研修、試験問題の厳重な管理、パスポート等顔写真付きの身分証明書による本人確認等のなりすまし防止、持ち物検査の実施、スマートフォン等通信機能付の携帯情報端末等の管理を徹底するなどの不正防止策を講じる。

7 試験結果の公表方法

日本海事協会は、試験実施場所、受験者数、合格者数などの試験結果について、自らのウェブサイトで公表する。

8 その他必要事項

（1）合格証明書の有効期限

合格証明書の有効期限は、受験日から10年後とする。

（2）合格証明書の再交付

合格証明書は、上記（1）に定める有効期限までは、専用ウェブサイトから入手できる。

（3）受験料については、試験実施に係る費用、試験実施国の所得及び物価の水準、他の分野の特定技能評価試験の受験料、他国が行う類似の試験の受験料等を勘案して決定する。

（4）日本海事協会は、試験結果について、出入国在留管理庁及び国土交通省の求めに応じて、必要な情報を提供する。

（5）日本海事協会は、試験方針5（1）に基づき、各事業年度終了後、出入国在留管理庁及び国土交通省に対し、遅滞なく、試験実施状況報告書（実施した試験の内容及び結果概要を含む。）を提出し、確認を受けた後、自らのウェブサイトで公表する。

（6）秘密保持義務

① 特定技能評価試験有識者委員会委員及びその他特定技能評価試験に関する

職務を担当する者（以下「特定技能評価試験委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

- ② 特定技能評価試験委員等は、特定技能評価試験の公正な実施に務めなければならない。
- ③ 特定技能評価試験委員等が、職務上知り得た秘密を他に漏らし、若しくは盗用し、又は公正な特定技能評価試験の実施に違反したことが判明した場合は、その任を解くとともに、それ以降、当該試験に関する職務に就けてはならない。

（７）帳簿及び書類の保存

日本海事協会は、特定技能評価試験事務に関する帳簿及び書類を試験実施の翌年度から起算してそれぞれ記載の期間、保存するものとする。

- | | |
|------------------------------|-----|
| ① 「受験者台帳」 | 10年 |
| ② 「学科試験問題」 | 3年 |
| ③ 「学科試験解答」 | 3年 |
| ④ 「実技試験問題」 | 3年 |
| ⑤ 「実技試験解答」 | 3年 |
| ⑥ 「特定技能評価試験結果報告書」 | 3年 |
| ⑦ 「C B T方式による試験結果及び個人情報ファイル」 | 10年 |

（８）その他

本要領は、試験実施の状況等を踏まえつつ、適宜見直しを行う。